

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



07

納税環境整備

電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度(①重加算税の適用対象変更)



国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件を満たして電子取引データを送受信・保存(新設する送受信・保存の要件)を行う場合の隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外されます。

— 解説 —

【電子取引データの保存制度の概要】

- ・申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければなりません。
- ・電子取引データに係る記録事項の隠蔽・偽装行為については、重加算税が10%加重されます。

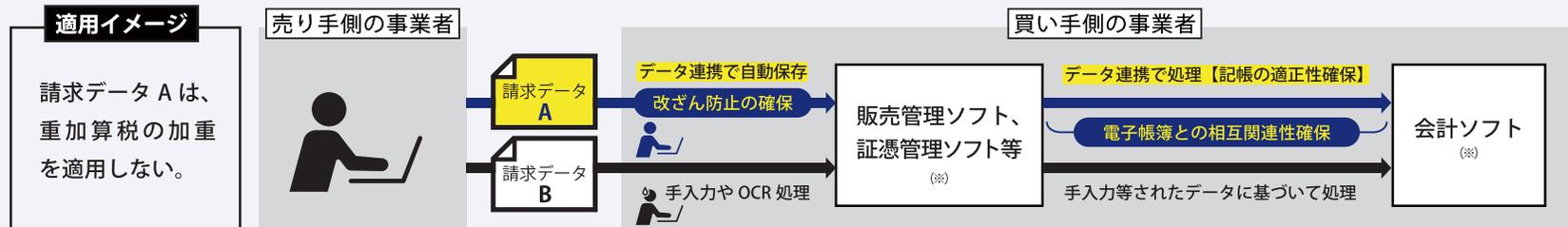
【改正後】

以下の要件を満たす場合の隠蔽・偽装行為については、**重加算税の10%加重の適用対象から除外**されます。

新設する送受信・保存の要件(※1)(※2)	
改ざん防止の確保	電子取引データの送受信・保存を、訂正削除履歴が残るシステム(訂正削除ができないシステムを含む)で行うこと
記帳の適正性確保	電子取引データの金額を訂正削除した上で電子帳簿に記録した場合、訂正削除の事実・内容を確認できるシステム(訂正削除した上で電子帳簿に記録できないシステムを含む)を使用すること
電子帳簿との相互関連性確保	電子取引データ(請求書・納品書等の重要書類に相当する事項に限る)と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

(※1) 保存義務者において、上記の要件を満たしていることについてあらかじめ届出書の提出が必要です。

(※2) 電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システム概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要があります。



※国税庁長官が定める基準に適合するシステムである必要

適用時期

令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度(②青色申告特別控除の適用要件一部変更)



青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件の一つに、「国税庁長官の定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件をみたして電子取引データの送受信・保存を行っている」が追加されます。

— 解説 —

【青色申告特別控除の概要】

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から55万円(一定の要件を満たす場合は65万円)または10万円を控除するという青色申告特別控除があります。

この度の改正において、65万円の青色申告特別控除を受けるための要件が一部変更されます。

制度 青色申告特別控除	改正(前)	改正(後)
控除額 55万円	正規の簿記の原則に従い記録している者	正規の簿記の原則に従い記録している者
控除額 65万円	上記に加え、①・②のいずれかを満たす者 ①優良な電子帳簿の保存をしている ②電子申告をしている	上記に加え、①～③のいずれかを満たす者 ①優良な電子帳簿の保存をしている ②国税庁長官の定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件をみたして電子取引データの送受信・保存を行っている ③電子申告をしている

適用時期

令和9年分以後の所得税について適用されます。

納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

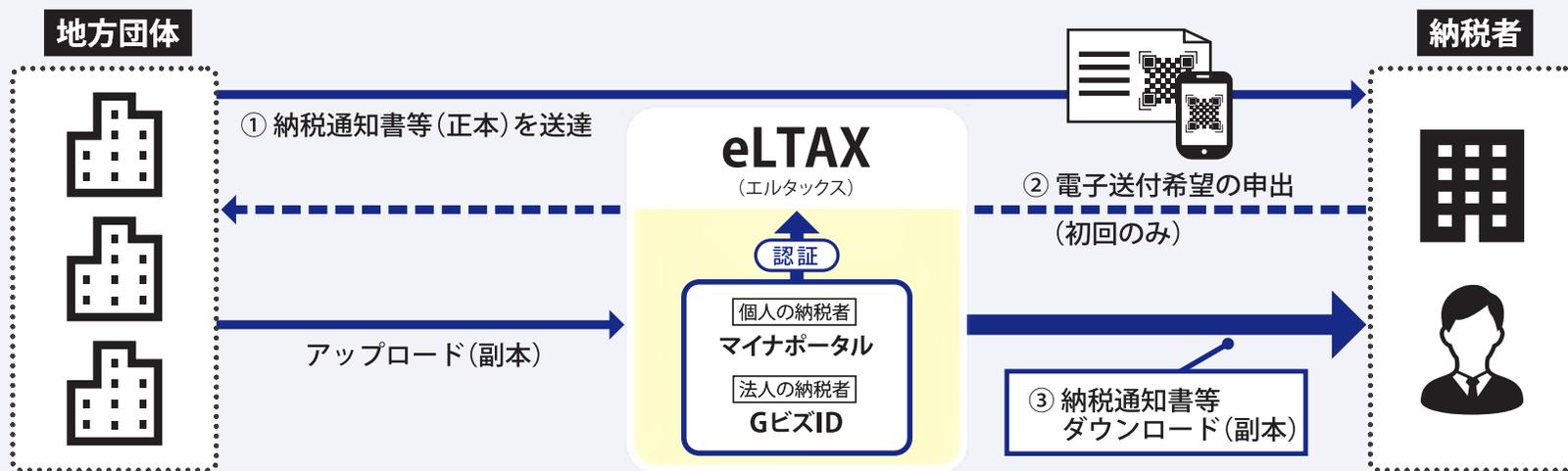


- 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAXを経由し、電子的に副本を送付することができる措置が講じられます。
- 納税通知書等とは、納税通知書(課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む)及び納付書を指します。

— 解説 —

- 納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAXを経由し、当該申出をした者に提供することができます。
- 過去に電磁的方法による提供の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAXを経由し、当該者に提供することができます。

【納税通知書等の電子的送付(イメージ)】



※電子送付希望の申出があった翌年度以降は、(納税通知書に同封している)納付書(紙媒体)は送達しないこととし、事務の効率化を図る。

適用時期

法人に対する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用となります。

添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性向上



e-Taxによりイメージデータを送信する場合の要件が改正されます。

— 解説 —

【制度の概要】

e-Taxで申告、申請、届出等を行う場合、別途郵送や税務署の窓口で書面による提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。

令和7年度税制改正において、イメージデータを送信する場合等の要件について次のように改正されます。

	改正（前）	改正（後）
e-Taxにより申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をイメージデータで送信する場合について	イメージデータで提出可能なデータ形式は、 PDF形式のみ 【PDFファイル作成の要件】 ① 解像度は200dpi相当以上であること ② 赤色、緑色及び青色が256階調(24ビットカラー)以上 であること ③ 目視により内容の確認が可能 ④ パスワードを設定しない	イメージデータで提出可能なデータ形式に、PDF形式に加え、 令和10年1月1日からJPEG形式 が加わります。 【PDFファイル作成の要件】 左記②の要件が以下とされます。 • 白色から黒色までの階調が256階調以上 であること